

奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正(案)【県道木津横田線(南部区間)の規制変更】

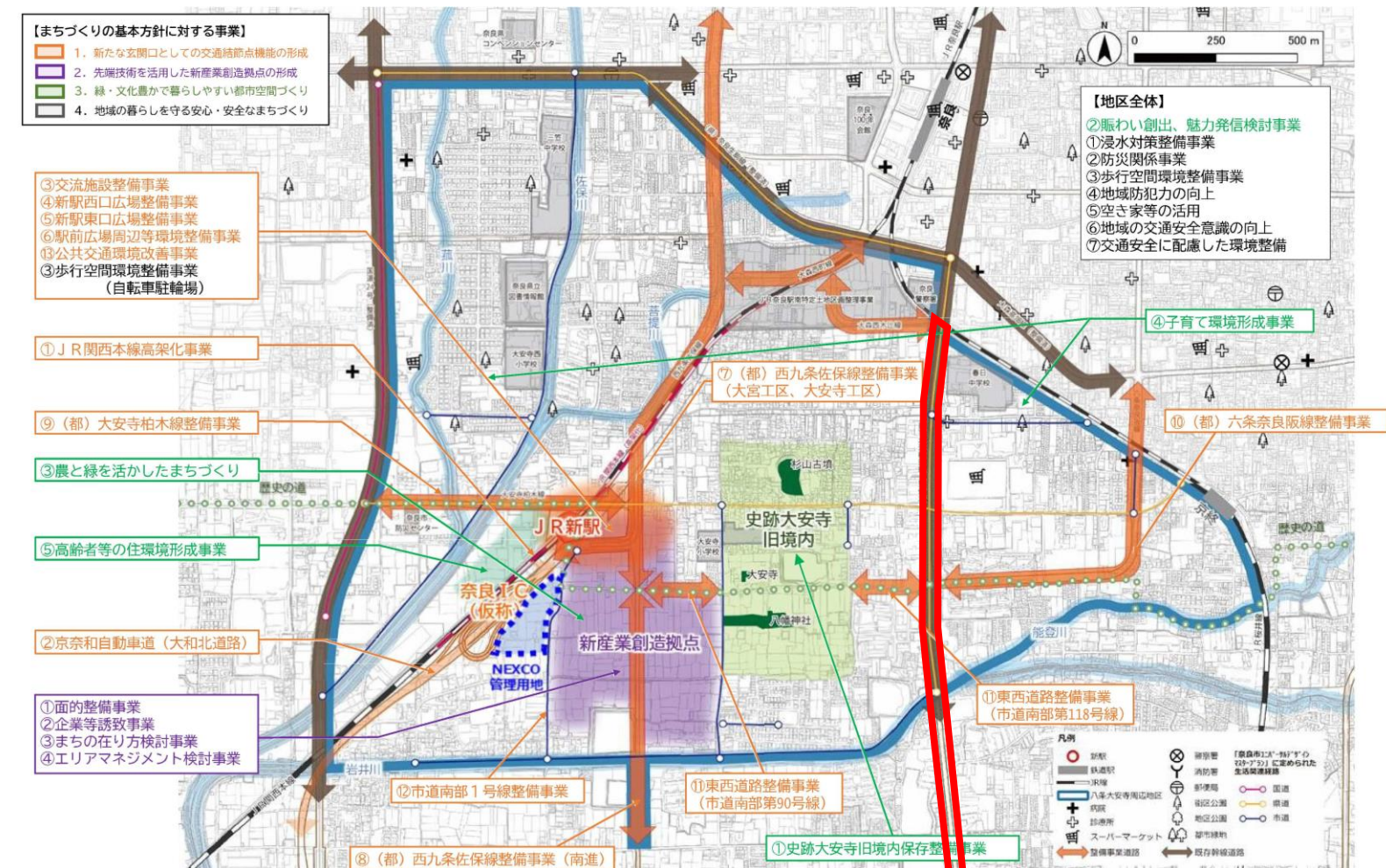
○ 検討の背景・目的と対象

八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画の策定

- 「八条・大安寺周辺地区まちづくり基本構想」(平成29年6月)に基づき、令和6年3月に「八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画」を策定し、下図のように取り組み方針をとりまとめた。
- 県道木津横田線は、八条・大安寺周辺地区東側の南北軸となる主要な幹線道路の一つである。整備事業等の具体的な取り組み計画は示していないが、次の点で特に重要度の高い路線である。
 - ・「八条・大安寺周辺地区」と「JR奈良駅前/奈良町」を結ぶ路線である。特に、市道南部118号線の整備により「史跡大安寺旧境内」と「JR奈良駅前/奈良町」をつなぐ奈良観光の主要な動線の一つとなることが期待される。
- ・南部の大和郡山市域では国道24号と合流して西名阪自動車道郡山ICにも接続し、奈良への南からの玄関口の一つとなる。大和郡山市域との連続性を考慮し、検討を進める整備イメージとも調整を図りながら設定する必要がある。
- ・核となる本まちづくりの面的整備事業の進捗度、都市計画道路の整備状況を踏まえ、本市の景観形成を設定することで、各整備事業のより一層の効果が期待できる。

【目的】奈良観光の周遊道路に相応しい景観、奈良への来訪感を感じられる景観の形成を図る

■「八条・大安寺周辺地区まちづくり基本計画」の取り組み方針



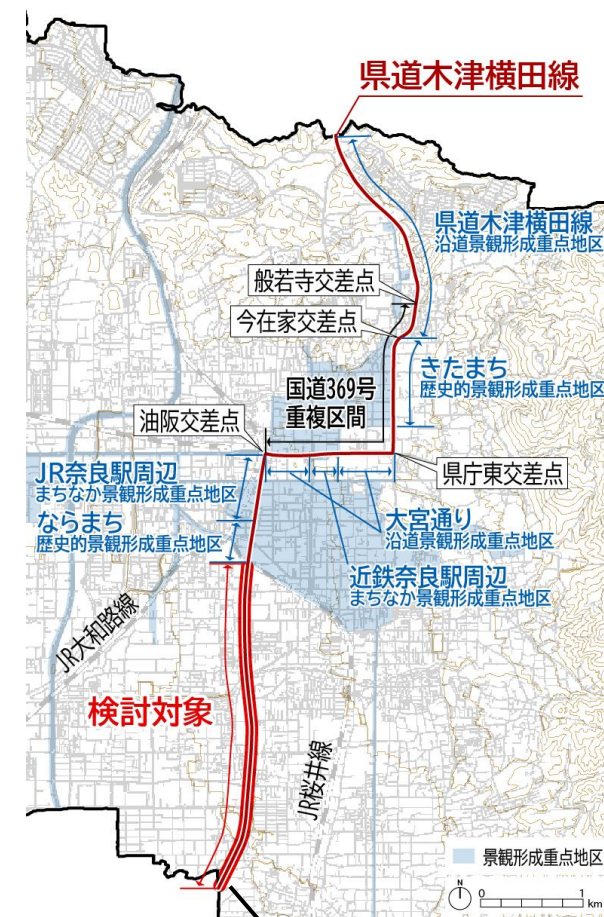
(検討対象) 県道木津横田線※南へ続く

検討対象

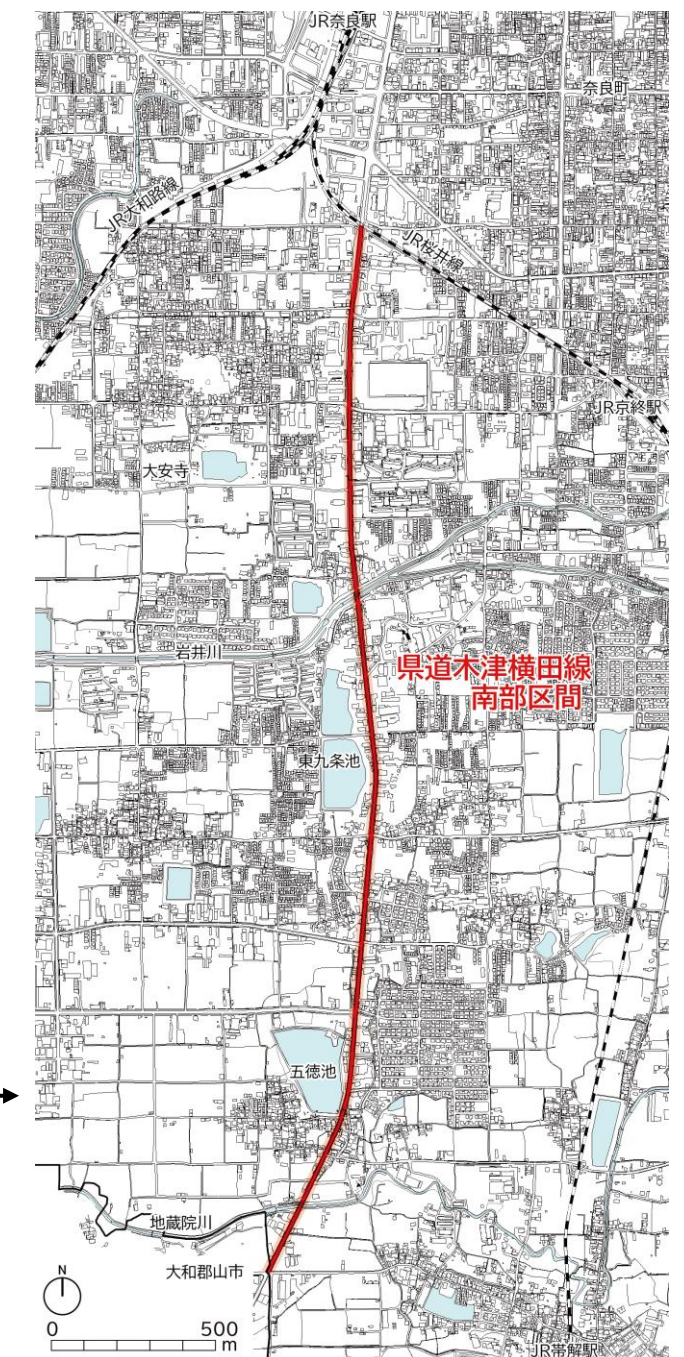
- 県道木津横田線(県道754号)の奈良市域区間は、奈良市北部の木津川市境界から南へ延びて般若寺交差点へと至る。般若寺交差点から今在家交差点を経て県庁東交差点までの南北道及び県庁東交差点から油阪交差点までの東西道は国道369号との重複区間となる。油阪交差点で南へと折れて奈良市南部の大和郡山市境界へと至る。
- 県道木津横田線の北部区間の大半は、既に各種景観形成重点地区に指定し、行為の届出制により、景観形成基準に基づいて景観形成を図っている。

【対象】 県道木津横田線(南部区間): JR桜井線~大和郡山市境界の区間

■ 検討対象区間



検討対象区間の拡大図



奈良市景観計画及び屋外広告物規制の改正(案)【県道木津横田線(南部区間)の規制変更】

○ 県道木津横田線（南部区間）の景観形成の考え方

1 景観形成の基本的な考え方

【目標】

奈良への導入路、奈良観光の周遊路として、
奈良への来訪感を演出する景観の形成を図る

【基本方針】

① 雑然とした景観の解消

沿道の建築物等の形態・意匠・色彩や、屋外広告物の総量・規模・色彩の規制・誘導、歩道空間の拡幅や無電柱化などを通じて、雑然とした印象を与える要素を抑制し、景観の整序を図る。

② まとまり感のある沿道景観の形成

沿道敷地の道路側の緑化推進等による緑の帯の形成や、道路施設のデザインの統一などにより、一連の道路としてのまとまり感のある沿道景観の形成を図る。

③ 沿道及び周辺の地域資源を活かす

次のような沿道や周辺の地域資源を活かして、自動車の車窓からのシークエンス景観や歩行者目線でのきめ細やかな景観の形成を図る。

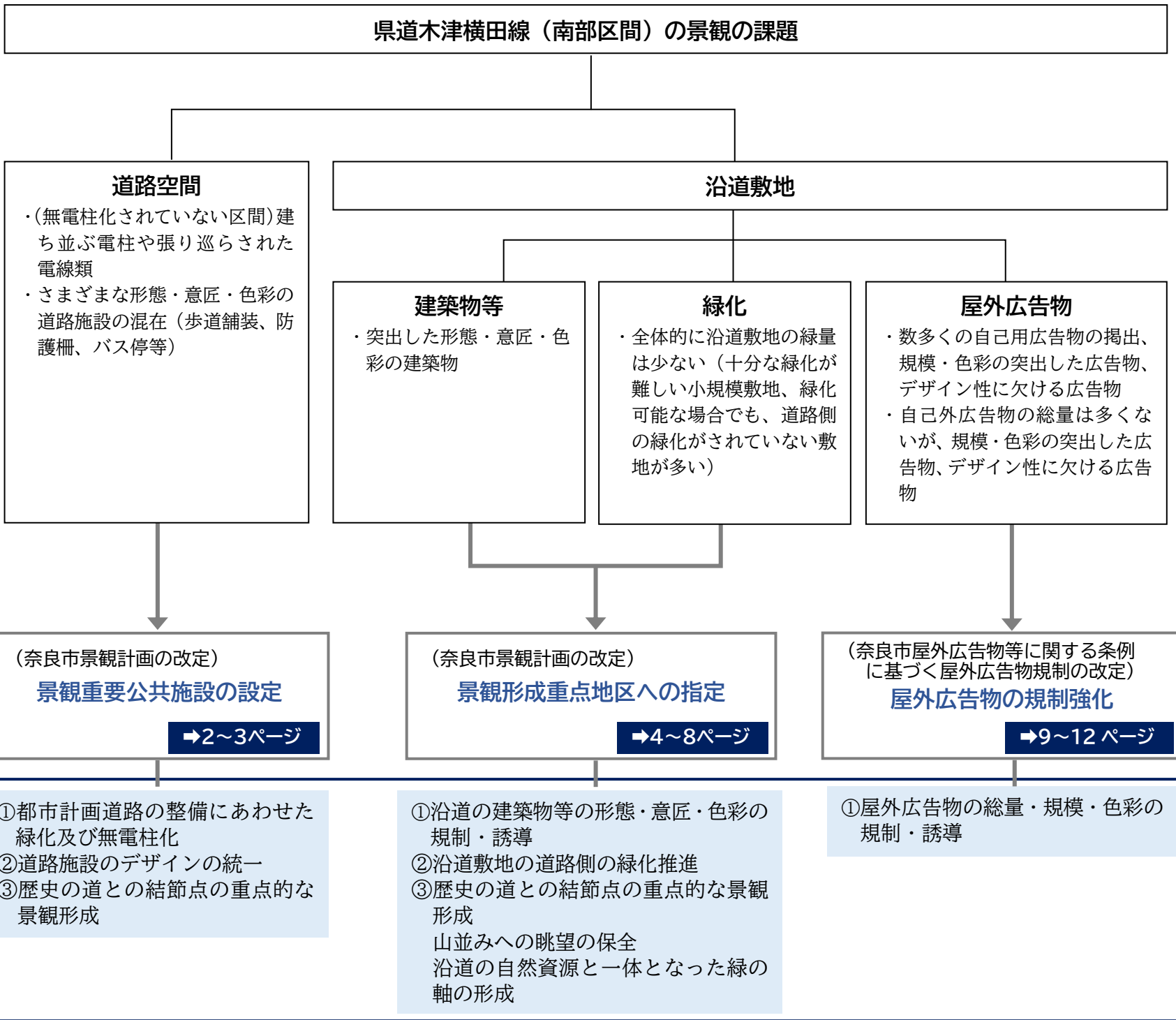
- ・沿道の自然資源（ため池・河川や土手の緑など）や歴史文化資源（集落、小祠、地蔵、道標など）
- ・若草山・高円山などの山並みへの眺望
- ・大安寺・史跡大安寺旧境内など（歴史の道を介したつながり）

2 景観形成方策の考え方

景観の課題は、大きく「道路空間」と「沿道敷地」に区分して整理した。沿道敷地に関する景観の課題は、さらに「建築物等」、「緑化」、「屋外広告物」に細分化できる。

これらの各課題について、現行の奈良市における景観関連施策の体系を踏まえ、下図のように対応する。

■ 景観の課題への対応方針



○ 県道木津横田線（南部区間）の景観形成方策

1 景観重要公共施設の設定

【景観整備方針】

県道木津横田線（南部区間）は、奈良中心市街地と大和郡山市を結ぶ主要幹線道路であり、南から奈良市域への導入路となる重要な道路の一つです。また、新たなまちづくりが進められている八条・大安寺周辺地区の東部を南北に縦断し、京奈和自動車道の（仮称）奈良ICやJR新駅の交通結節点や大安寺・史跡大安寺旧境内などの観光資源と、JR奈良駅や奈良中心市街地をつなぐ奈良観光の主要な周遊動線の一つでもあります。

また、岩井川、地藏院川に架かる橋上や東西道路との交差点部からは、県道木津横田線（南部区間）の東側に連なる大和青垣の山並みが垣間見え、区間南側には若草山を望むことができる箇所もあるなど、奈良への来訪感が得られる景観も見られます。

しかし、北側の一部区間を除いて都市計画道路としての整備は完了しておらず、多くの区間が狭小な歩道空間となり、電線類が上空に張り巡らされ、さまざまなデザインの道路施設が混在するなど、現在の道路景観は雑然とした印象を与えるものとなっています。

以上の特徴及び課題を踏まえ、都市計画道路の整備との調整及び大和郡山市の区域の景観との連続性の視点のもとに道路施設等の整序を通じて、まとまり感のある道路空間を形成し、「奈良への導入路、奈良観光の周遊路として、奈良への来訪感を演出する景観の形成」を図ることを整備コンセプトとして景観整備を推進します。

当該区域を以下の4つのゾーンに区分し、各ゾーンの特徴に応じた景観整備を推進します。

● 奈良中心市街地へのエントランスゾーン（JR桜井線～市道北部第356号線）

JR桜井線の高架をくぐると奈良中心市街地（奈良町）へと至る無電柱化済みの広幅員道路を中心としたエリアである。JR桜井線の高架北側へと続く道路景観との一体性を創出しつつ、中低木の街路樹と沿道敷地の植栽による緑の軸を形成し、ゆとりと潤いを感じられ、奈良中心市街地（奈良町）への期待感を高めるような景観整備を図る。

● まちなか交流ゾーン（市道北部第356号線～市道南部第227号線）

沿道には商業・業務系の建物を中心に住居系・工業系などのさまざまな用途の建物が建ち並び、賑わいと活力を感じられるエリアである。道路空間を構成する各要素の整序を通じて雑然とした印象を解消し、賑わいと活力の中にも統一感が感じられる質の高い景観の整備を図る。

● 歴史の道結節ゾーン（大安寺南交差点周辺）

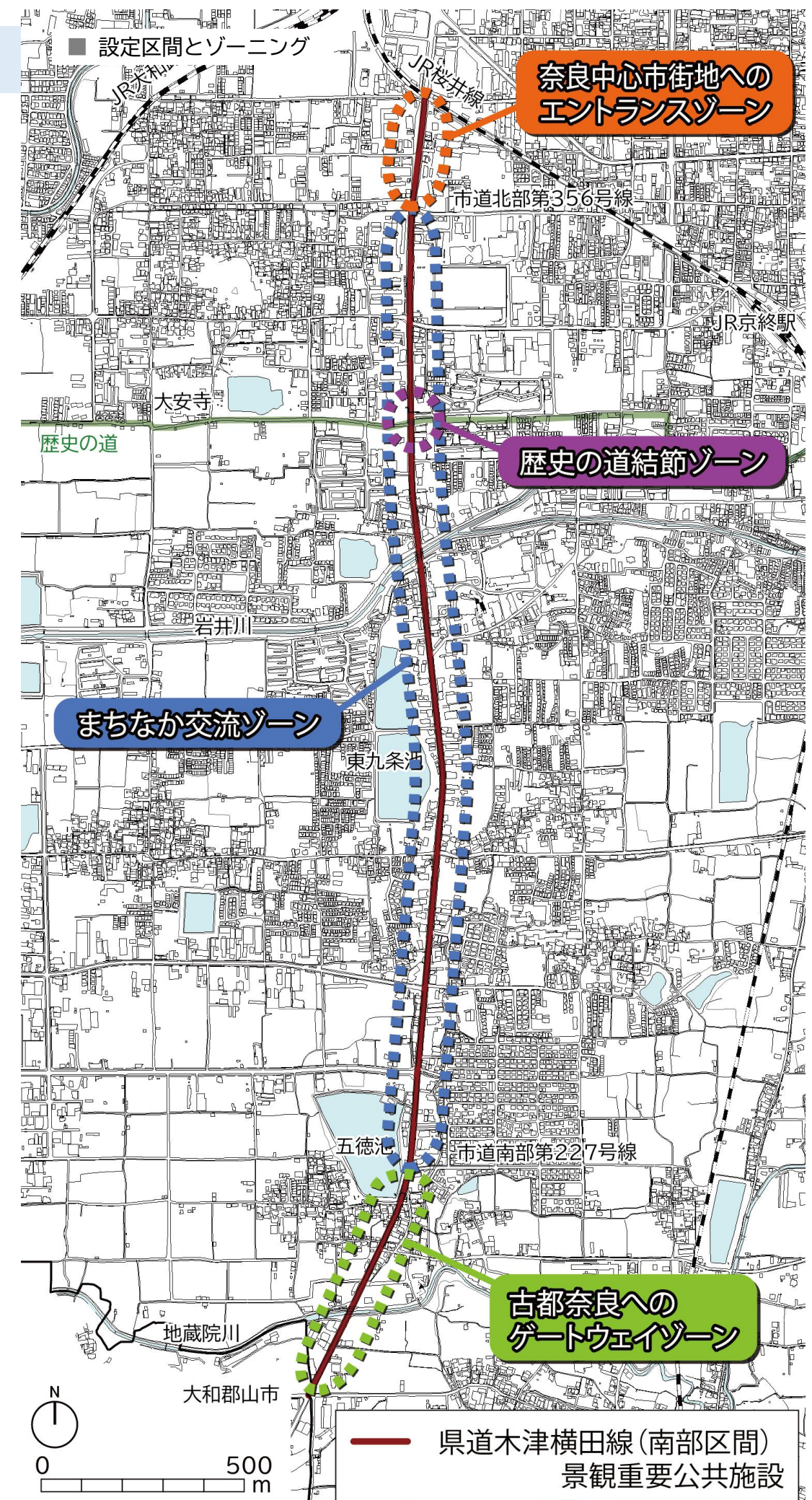
歴史の道との交差点にあたり、西には史跡大安寺旧境内が位置し、東には大文字送り火が灯る高円山を望むことができることから、観光客を含めた歩行者の通行が特に想定されるエリアである。東西道路（市道南部第118号線、都市計画道路六条奈良阪線）の整備との調整のもと、主要な観光動線の結節点として、自動車だけでなく歩行者等の視点にも十分に配慮したよりきめ細かな景観整備を図る。

● 古都奈良へのゲートウェイゾーン（市道南部第227号線～大和郡山市との市境）

沿道には農地や古くからの集落の建物も見られ、東西の山並みへの広がりのある眺望が開ける箇所も多いエリアである。道路空間を構成する各要素の整序を通じて、奈良の自然や歴史を感じられる沿道景観・眺望景観を演出し、農地から集落、そして市街地へと徐々に変化する景観を楽しみながら、奈良への「来訪感」を感じられる整備を図る。

【指定区域】

JR桜井線から大和郡山市との市境までの区間（延長約3.3km）



【整備に関する事項】

		整備に関する事項			
		奈良中心市街地への エントランスゾーン	まちなか交流ゾーン	歴史の道結節ゾーン	古都奈良への ゲートウェイゾーン
道路の舗装	車道等	・バス優先レーンを着色する場合は、赤茶系のカラー舗装とする。			
	歩道等	・奈良の風土イメージを感じさせる統一感のある舗装を基調とする。 ・舗装の色彩は、全体の街路景観として統一感を持たせるとともに、道路付属物等の 周辺環境と調和させるよう配慮する。			
		—	—	・ブロックや小舗石 等を併用し、アク セントのある路面 デザインとする。	—
照明柱・標識 ・信号柱・横 断防止柵等		・柱状施設の柱脚部（概ね、地上 2.5mまで）は、貼り紙・落書き防止塗装塗布などの表 面処理を施す。 ・施設の色彩は、ダークブラウンを基調としたものとする。（ただし、自然素材のものは 除く。） ・方面誘導標識等の大型パネルの標識等は、背面の色彩をダークブラウンとする。			
植栽及び 街路樹等		・自然豊かな奈良の景観イメージを感じさせる空間とするため、緑の創出を図る。 ・樹種選定および配植にあたっては、奈良らしさ（歴史的文化的特性）、樹木の生育特性、 敷地の環境条件を考慮する。 ・良好な樹高・樹形となるように樹木の保全・育成を図る。			
サイン・ ベンチ等		・施設の色彩は、ダークグレーを基調としたものとする。（ただし、自然素材のものは除 く。） ・サインは、他の基準・ガイドライン等に準拠した色彩とする。 ・極力地場産素材（木材・石材等）を用いる。			

【占用等の許可の基準】

	占用等の許可の基準			
	奈良中心市街地への エントランスゾーン	まちなか交流ゾーン	歴史の道結節ゾーン	古都奈良への ゲートウェイゾーン
バス停留所 上屋	・ 奇抜な形態や素材などによるデザインを避け、周辺景観への調和に配慮する。 ・ 景観計画における色彩基準（沿道景観形成重点地区、大規模建築物等）に準拠した色彩とする。 ・ 施設の配置においては、沿道建物との調和や、眺望視界の確保に配慮する。			
電線共同溝 地上機器	・ 地上機器の色彩は、ダークブラウンとし、観光サイン等の設置などによる施設の有効活用を推進する。（今後の事業者協議において調整）			
公共施設等 の案内板	・ 情報の重複、乱立を防止するための事業間相互調整を行い、共同設置や共架・添架を推進する。 ・ 必要最小限の表示情報とし、過剰な規模にならないよう配慮する。			
電柱など	— ※ゾーン南側の区間 （無電柱化が実施 されていない区間） は右記に準ずる。	・ 本設（概ね設置期間 5 年を超えるもの）の鋼管柱は、景観に配慮した色彩（周辺道路施設色彩と近似色とするなど）とし、コンクリート柱は、濃茶色とする。 ・ 無電柱化推進過程の仮設電柱等の鋼管柱はグレー（汎用色 ※ただし、亜鉛メッキ素地仕上げのままの使用は行わない。）、コンクリート柱は打ち放し色（汎用色）としてよい。		
その他 占用施設	・ 奇抜な形態や素材などによるデザインを避け、周辺景観への調和に配慮する。 ・ 景観計画における色彩基準（沿道景観形成重点地区、大規模建築物等）に準拠した色彩とする。			

2 景観形成重点地区の指定

【景観形成重点地区の指定種別】

・『奈良市景観計画』では、次の5種類の景観形成重点地区を設定することとしており（1-32 頁）、当該区域は「沿道景観形成重点地区」に該当する。

■ 景観形成重点地区の指定方針（『奈良市景観計画』より）

種 別	指 定 方 針（いずれか一つに該当するもの）
歴史的 景観形成重点地区	・伝統的建造物群、世界遺産緩衝区域（バッファゾーン）及び歴史的環境調整区域（ハーモニーゾーン）であること ・県や市の調査に基づき、良好な歴史的町並みと判断できる地区であること ・指定等文化財などの重要な歴史文化資源を含む地区であること
自然的 景観形成重点地区	・集落が周辺の山、田畑等と調和している地区等であること ・良好かつ地域の特徴的な自然景観を有する区域であること
住宅地等 景観形成重点地区	・県・市の開発するニュータウン、市街地再開発事業等による整備地区であること ・県・市の開発する工業団地等であること ・相当の規模を有する良好な住宅地であること
まちなか 景観形成重点地区	・駅前を中心とした町並みが形成されていること ・公共交通機関の主要ターミナルであること ・商店街などの地域の中心としての役割を果たしている市街地であること ・行政等の中心地であること
<u>沿道</u> <u>景観形成重点地区</u> （主要幹線沿道区域） （広域幹線沿道区域）	・ <u>地域を代表するシンボリックな幹線道路の周辺地区</u> 、高速道路IC周辺地区であること ・景勝地を通過する道路であること ・良好な景観が形成されている道路であること

- ・県道木津横田線は、木津川市境界から大和郡山市境界へと至る路線であるが、このうち北部区間は「県道木津横田線沿道景観形成重点地区」に指定している（最初の頁参照）。
- ・検討対象としている南部区間は、北部区間とは景観特性が大きく異なることから、追加指定ではなく、北部区間とは別に、新規で地区指定することが望ましい。
- ・したがって、「**県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区**」として指定する。
※現行の「県道木津横田線沿道景観形成重点地区」は、「県道木津横田線（北部区間）沿道景観形成重点地区」に名称変更する。

【沿道景観形成重点地区の種別】

・『奈良市景観計画』では、沿道景観形成重点地区に「主要幹線沿道区域」と「広域幹線沿道区域」の2種類を設定している。

- ※「広域幹線沿道区域」は主に『奈良県景観計画』との調整による一連の景観形成の視点から指定している。
- ・この2種類では、届出対象行為の規模が異なる。「主要幹線沿道区域」は沿道におけるすべての建築行為等を対象とするのに対し、「広域幹線沿道区域」は一定規模以上の建築行為等を対象としている。
- ・沿道の敷地面積の状況をもとに、届出対象行為（面積要件）との対応を整理すると下表のとおりとなる。
- ・沿道景観形成重点地区（広域幹線）に指定しても、対象敷地は約半数程度にとどまり、指定の効果が十分に発揮できないと考えられるため、「**主要幹線沿道区域**」として指定することとする。

■ 県道木津横田線（南部区間）の沿道において届出対象行為が想定される敷地数（面積要件のみ）

地区区分	沿道景観形成重点地区			一般区域【現行】 （大規模行為）
	主要幹線沿道区域	広域幹線沿道区域		
		住宅以外	住宅	
届出対象	全て	建築面積 300 ㎡超	建築面積 500 ㎡超	建築面積 1,000 ㎡超
敷地面積 （建ぺい率 60%換算）	全て	敷地面積 500 ㎡超	敷地面積 833 ㎡超	敷地面積 1,667 ㎡超
対象敷地数	224	128	77	38
割合（％）	100％	57.2％	34.4％	17.0％

※沿道敷地は、各用途地域・市街化調整区域ともに建ぺい率 60％であり、敷地面積の 60％を乗じて想定される建築面積とした。

【指定範囲】

- ・指定範囲：JR 桜井線から大和郡山市との市境までの区間（延長：約 3.3km）の道路から**両側 10mの範囲**（次ページの図参照）

【区域区分（基準類型）】

- ・沿道景観形成重点地区では、沿道景観の特徴から「自然型」、「歴史型」、「市街地型Ⅰ（建物連続型）」、「市街地型Ⅱ（緑化推進型）」の4つの区域区分を設定し、適用する景観形成基準を変えて、特徴に応じた景観の規制・誘導を行っている。

■ 各区域区分の基準の考え方

区域区分（基準類型）	基準の考え方
自然型	河川・農地・丘陵・大和青垣の山並み等に調和した緑豊かな沿道景観の形成
歴史型	歴史文化を感じられる沿道景観の形成
市街地型Ⅰ（建物連続型）	沿道の建築物等が連なり、市街地のまとまりを感じられる沿道景観の形成
市街地型Ⅱ（緑化推進型）	沿道敷地の緑化の推進により市街地内の緑の軸となる沿道景観の形成

- ・沿道景観等の状況に基づく区間区分及び目標・基本方針の実現に向けて、必要となる基準内容（次ページ参照）を踏まえ、当該地区を右図に示すように2区間に区分し、**南側の市街化調整区域を通る区間は「自然型」とし、その他の区間（いずれも市街化区域）は「市街地型Ⅱ（緑化推進型）」に設定する。**

設定の考え方

- ・建築物の形態・色彩の規制・誘導は、いずれの区域においても、突出した形態・意匠の制限、高彩度色の使用制限の基準を設定。
- ・敷地の道路側緑化の基準は、「自然型」と「市街地型Ⅱ」で設定。
- ・道路側緑化や壁面後退に関する基準は、小規模敷地においては困難であることから適用除外の規定を設ける又は運用において各敷地の状況に応じたきめ細かな対応を行うことが望ましい。
- ・農地越しの眺望の保全については、「自然型」で、農地の広がり感を阻害しないことを基準に設定。
- ・壁面の連続性や階高揃えの基準（「歴史型」「市街地型Ⅰ」）、軒・庇設置の基準（「歴史型」）までの設定は当該区域では難しい。 など

【景観形成方針】

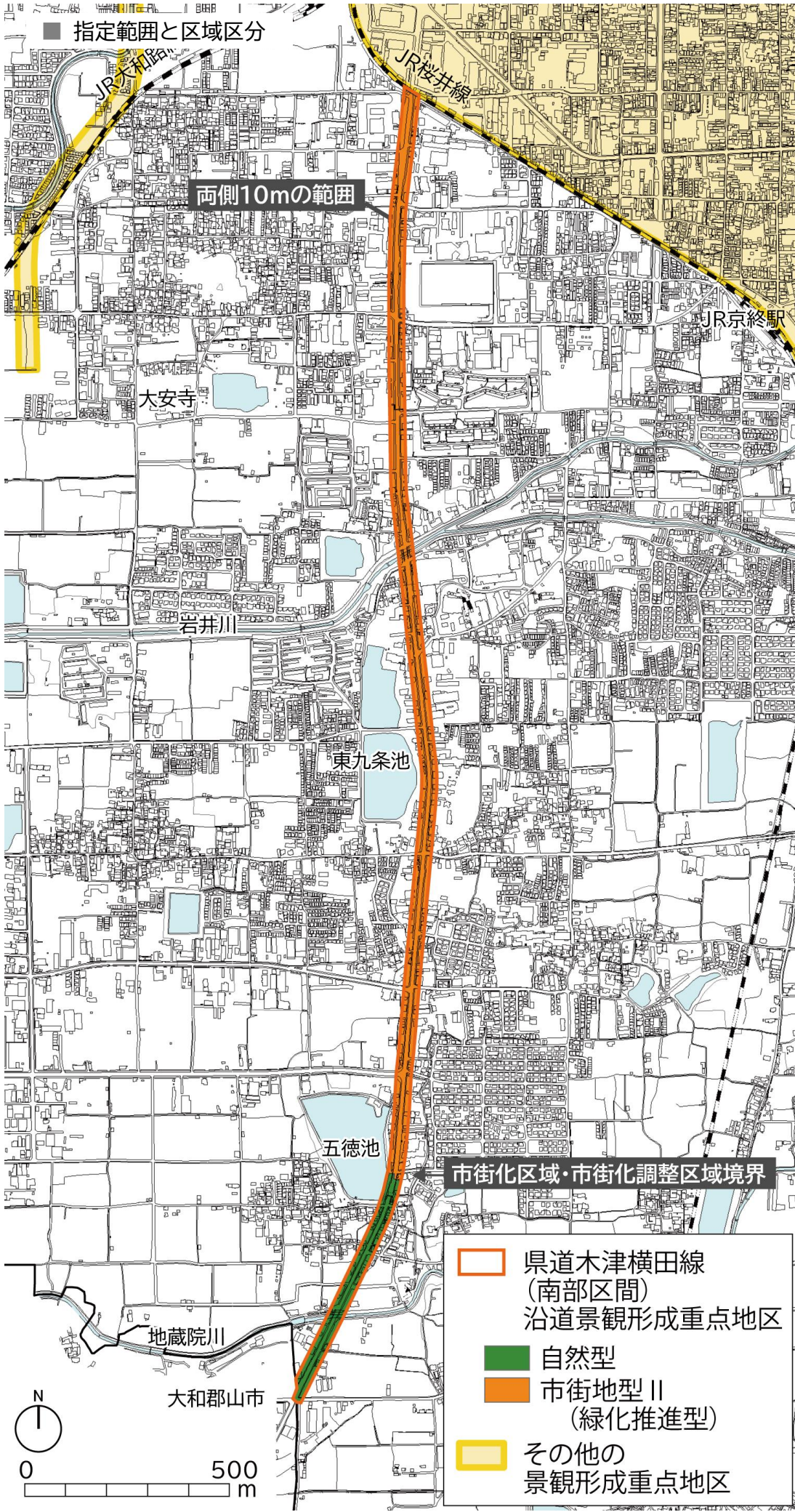
- ・「目標・基本方針」を踏まえるとともに、「景観重要公共施設の景観整備方針」との整合を図り、景観形成方針は次のように設定する。

県道木津横田線（南部区間）は、奈良中心市街地・ＪＲ奈良駅と大和郡山市、さらには京奈和自動車の（仮称）奈良ＩＣやＪＲ新駅、大安寺を結ぶ重要な道路であり、道路自体は景観重要公共施設にも指定して、「奈良への導入路、奈良観光の周遊路として、奈良への来訪感を演出する景観の形成」を整備コンセプトとして景観整備を図ることとしています。

沿道敷地においても、道路空間の景観整備や屋外広告物の規制・誘導等との調整を図りながら、建築物等の景観への配慮や敷地内の緑化等を推進して、まとまり感のある沿道景観を形成し、「奈良への導入路、奈良観光の周遊路として、奈良への来訪感を演出する景観の形成」を図っていくこととします。

市街地型Ⅱの区間については、突出した形態・意匠等の建築物等を制限するとともに、沿道敷地の緑化を推進して緑の帯を創出することで、賑わいと活力の中にも統一感が感じられる沿道景観を形成します。また、東九条池や五徳池の土手の緑、岩井橋からの東西方向への眺望や高円山（大文字送り火）への眺望などの特徴的な景観の保全に努めるとともに、特に大安寺南交差点については、道路空間の景観整備との調整を図りながら、歴史の道との結節点に相応しい景観の形成を図ります。

自然型の区間については、沿道敷地の緑化を推進し、五徳池や地藏院川、沿道の農地がつくる緑豊かな自然景観と一体となった道路景観を形成します。特に、地藏院川付近からの東西方向の農地・山並みへの広がりのある眺望及び若草山への眺望の保全に留意します。また、集落を通過する区間については、歴史的な趣を感じられる景観の保全・形成を図ります。



【景観形成基準】

■ 沿道景観形成重点地区の景観形成基準

項目		景観形成基準	自然型	歴史型	市街地型Ⅰ	市街地型Ⅱ
共通		・景観区域・景観軸の景観形成方針並びに景観形成重点地区の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。				
		・『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重要眺望景観」を阻害しない配置・規模、形態・意匠とすること。				
建築物の建築等	配置規模	・威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。				
		・町並みの壁面線をそろえること。				
		・道路境界線から1m以上後退した配置とすること。				
		・現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避けること。				
		・農地の広がり感を阻害しないこと。				
	形態意匠	・長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。				
		・周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。				
		・奈良らしい伝統的なデザインをモチーフに取り入れ、奈良への導入路・景観軸に面する建築物にふさわしい形態・意匠とすること。				
		・隣接する建築物と1階及び2階部分の階高を揃えるなど、町並みの連続性に配慮した形態・意匠とすること。				
		・道路に面する屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。				
		・道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。				
		・建築設備の設置や屋外広告物の掲出等を見据え、それらを建築物に一体化した形態・意匠とすること。				
		・道路に面する1階の外壁には、軒・庇（軒・庇の出は60cm以上、勾配10分の3から10分の4.5）を設けること。				
		・屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等により、道路等から見えないようにすること。				
		・配管やダクト類等の壁面設備や室外機等は、道路等に露出して設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。				
		・道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から洗濯物や設備等が直接見えない措置を講ずること。				
		・道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。				
		・屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。				
		・屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	基準2-③	基準2-②	基準2-④	基準2-④
		・各面見付面積の20分の1未満については、アクセント色として別表2に示す色彩基準の範囲外の色彩を使用することができる。ただし、この場合、色数は3以下とし、高さ15mを超える部分には用いないこと。				
		・多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。				
		・パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。				
		・外壁に使用する主要な材料は、光沢のないものとする。				
		・外観に光源等の装飾を施さないこと。				
		・外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、各面見付面積の5分の1を超えないこと。				
	色彩材料					

- ：「自然型」と「市街地型Ⅱ」のいずれにも適用される基準
- ：「自然型」のみに適用される基準
- ：「市街地型Ⅱ」のみに適用される基準

※該当：網掛け

項目		景観形成基準	自然型	歴史型	市街地型Ⅰ	市街地型Ⅱ
建築物の建築等	緑化外構等	・駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺景観との連続性に配慮すること。				
		・在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地の道路側3mの区域について、当該区域面積の10%以上を緑化すること。 なお、緑化にあたっては、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。				
		・在来種等を用いた樹木や生垣等により、敷地面積の3%以上を緑化すること。 なお、緑化は敷地の道路側に行い、高木・中木・低木等を組み合わせるなど、量感と連続性の創出に配慮すること。 （一般国道24号沿道景観形成重点地区は適用しない）				
		・ゴミ置き場は、ゴミが道路から見えないよう、配置や緑化、建築物と一体化などの修景措置を講ずること。				
		・夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。				
工作物の建設等		・外観の色彩は、別表2に示す色彩基準に適合すること。 なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高圧鉄塔・野立ての携帯基地局設備：5YR 2/1.5程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	基準2-③	基準2-②	基準2-④	基準2-④
		・外観に光源等の装飾を施さないこと。				
		・外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、各面見付面積の5分の1を超えないこと。				
		・地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。				
開発行為土地の形質の変更等		・地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。				
		・擁壁は、周辺景観と調和した形態・材料を用いること。				
		・擁壁は、自然石を使用した石積み又はこれに類する外観を有するものとする。				
		・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。				
		・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。				
		・原則として、土石の採取等は行わないこと。やむを得ない場合は、行為中並びに行為後において、塀の設置や在来種等を用いた緑化等により周辺景観と調和させること。				
物件の堆積		・土石の採取等は整然と行い、必要に応じて緑化や塀の設置等により周辺景観と調和させること。				
		・土石の採取等の跡地は、在来種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を速やかに行うこと。				
	物件の堆積	・整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。				
		・緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。				

別表2 沿道景観形成重点地区の色彩基準（その1：建築物の外壁等、工作物）

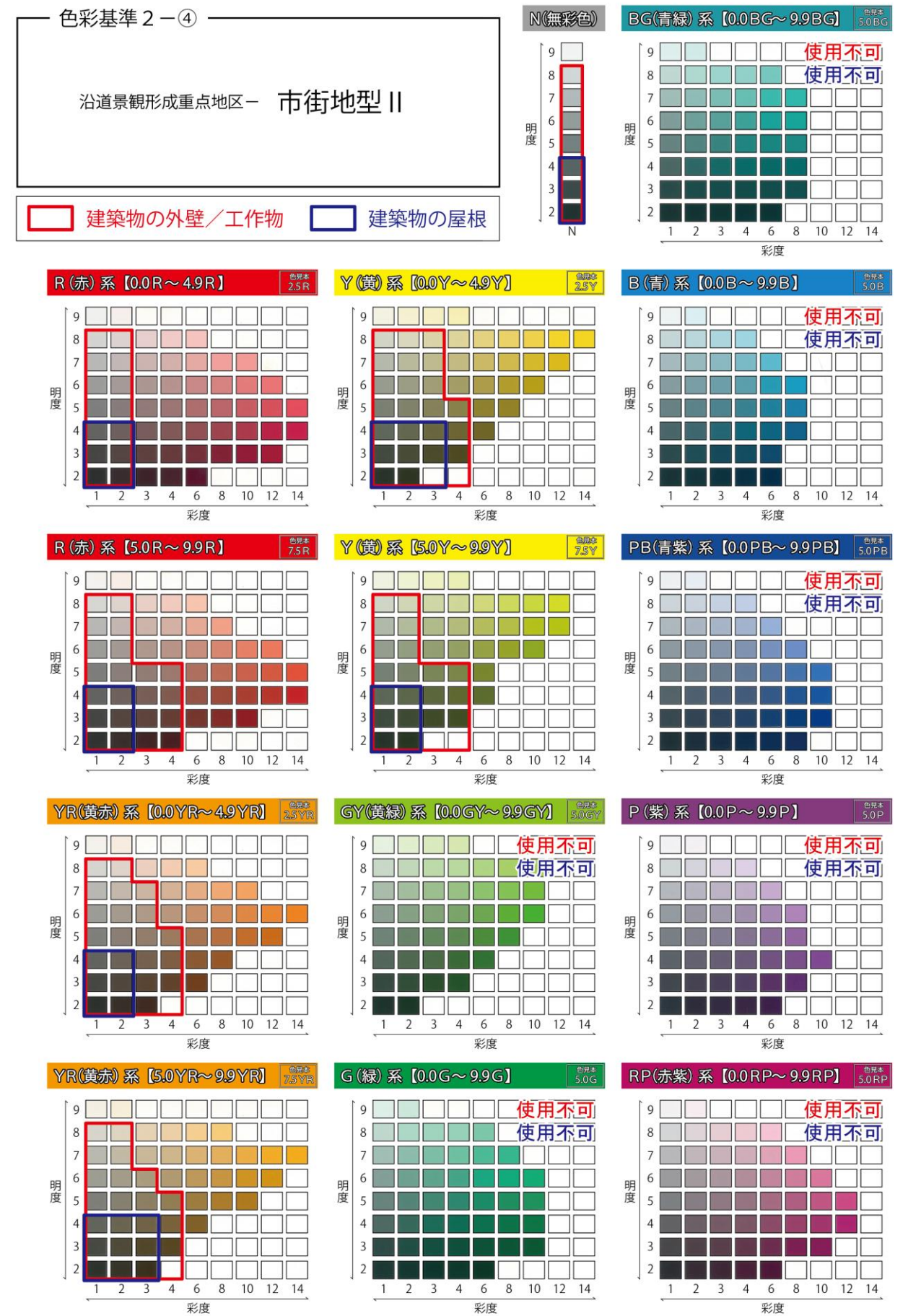
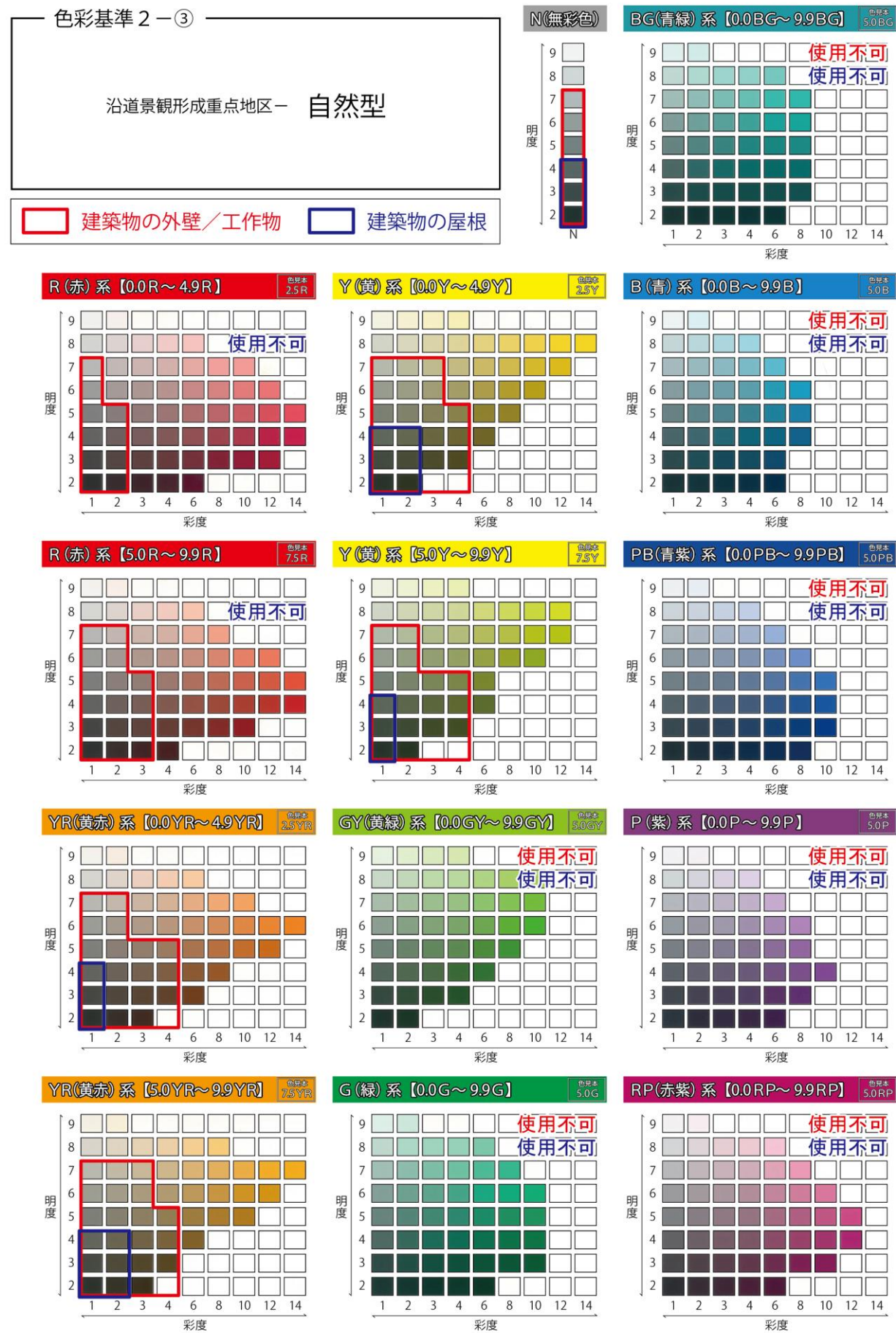
	建築物の外壁等、工作物					
基準	2 -②		2 -③		2 -④	
対象区域	歴史型		自然型		市街地型Ⅰ 市街地型Ⅱ	
色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	7.0 超	×	8.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	1.0 以下	7.0 以下 5.0 超	1.0 以下	8.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	2.0 以下	5.0 以下	2.0 以下		
	2.0 未満	×				
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	7.0 超	×	8.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	8.0 以下 5.0 超	2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	3.0 以下	5.0 以下	3.0 以下	5.0 以下	4.0 以下
	2.0 未満	×				
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×	7.0 超	×	8.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	8.0 以下 7.0 超	2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下
	2.0 未満	×			5.0 以下	4.0 以下
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×	7.0 超	×	8.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	8.0 以下 6.0 超	2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下	6.0 以下 5.0 超	3.0 以下
	2.0 未満	×			5.0 以下	4.0 以下
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×	7.0 超	×	8.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	8.0 以下 5.0 超	3.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下
	2.0 未満	×				
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	7.0 超	×	8.0 超	×
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	8.0 以下 5.0 超	2.0 以下
	5.0 以下 2.0 以上	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下
	2.0 未満	×				
その他色相	×	×	×	×	×	×
無彩色	7.0 超	×	7.0 超	×	8.0 超	×
	7.0 以下 2.0 以上	○	7.0 以下	○	8.0 以下	○
	2.0 未満	×				

※：低層部（1・2 階）に限っては、無彩色についてはN9.0 以下も認める。

別表2 沿道景観形成重点地区の色彩基準（その2：建築物の屋根）

	建築物の屋根					
基準	2 -②		2 -③		2 -④	
対象区域	歴史型		自然型		市街地型Ⅰ 市街地型Ⅱ	
色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
0.0R 以上 10.0R 未満	×	×	×	×	4.0 超	×
					4.0 以下	2.0 以下
0.0YR 以上 5.0YR 未満	4.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×
	4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
5.0YR 以上 10.0YR 未満	4.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×
	4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
0.0Y 以上 5.0Y 未満	4.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×
	4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
5.0Y 以上 10.0Y 未満	4.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×
	4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
その他色相	×	×	×	×	×	×
無彩色	4.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×
	4.0 以下	○	4.0 以下	○	4.0 以下	○

(参考) 使用できる色彩の範囲例



3 屋外広告物の規制強化 ～指定地域（禁止・許可地域等）の変更～

- ・現在、区間北端が第4種禁止地域であり、その他の区間はいずれも一般地域（許可地域）である。（参考資料1 ページ参照）
- ・現行の「奈良市屋外広告物等に関する条例」に基づく禁止地域・許可地域の指定区分は次表のとおりである。
- ・「※1」の規定により、沿道景観形成重点地区は、禁止地域から除外し、特別許可地域（第1種～第3種のいずれか）に指定することを基本としている。

特別許可地域に指定されていない沿道景観形成重点地区

- ・大宮通り沿道景観形成重点地区のうち尼ヶ橋西詰交差点以西 … 【類型：市街地型Ⅱ】
 - ・主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区 … 【類型：自然型】
 - ・一般国道24号沿道景観形成重点地区 … 【類型：自然型・市街地型Ⅱ】
- 自動車専用道路を主体とする区間として
賑わい創出型の区間として

■ 禁止地域・許可地域の指定（概要） 赤字：改正案

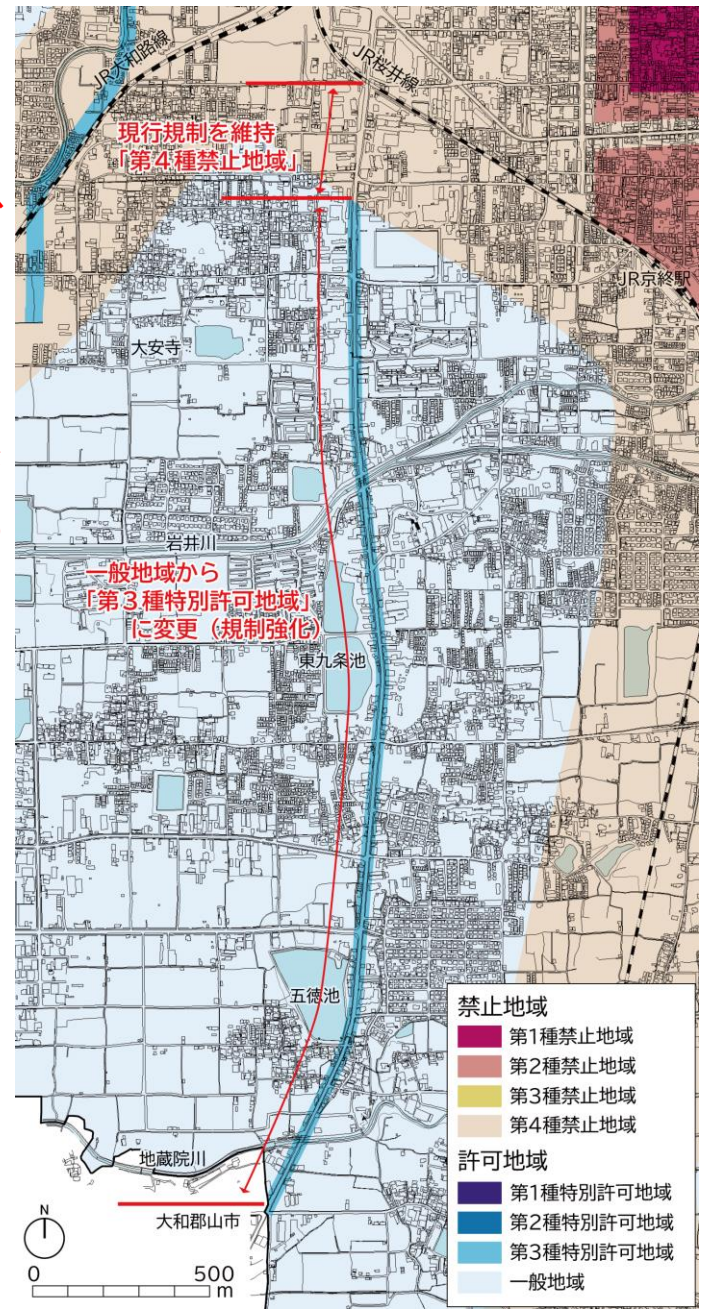
地域	種別	対象地区
禁止地域	第1種禁止地域	・歴史的風土特別保存地区※1 ・ならまち歴史的景観形成重点地区のA地区
	第2種禁止地域	・歴史的風土保存区域（市長指定区域（奈良ドリームランド跡地）を除く）※1 ・風致地区（市長指定区域（奈良ドリームランド跡地、近鉄菖蒲池駅周辺の商業地域）を除く）※1 ・ならまち歴史的景観形成重点地区のB地区 ・きたまち歴史的景観形成重点地区のB地区
	第3種禁止地域	・国指定文化財及び周辺地域（商業地域・近隣商業地域を除く）、県指定文化財、市指定文化財 ・第一種低層住居専用地域※1 ・第二種低層住居専用地域※1 ・西の京歴史的景観形成重点地区 ・柳生の里歴史的景観形成重点地区 ・月ヶ瀬歴史的景観形成重点地区 ・歴史的環境調整区域※1 ・都市公園、県立公園※1
	第4種禁止地域	・ならまち歴史的景観形成重点地区のC地区 ・きたまち歴史的景観形成重点地区のC地区 ・官公署、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公衆便所の建物とその敷地 ・展望禁止区域（駅構内、商業地域・近隣商業地域を除く）※1
許可地域	第1種特別許可地域	・J R奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区 ・近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区 ・大宮通り沿道景観形成重点地区の歴史型区域 ・三条通り沿道景観形成重点地区の歴史型区域
	第2種特別許可地域	・大宮通り沿道景観形成重点地区の市街地型Ⅰ・Ⅱ区域（尼ヶ橋西詰交差点以西を除く） ・三条通り沿道景観形成重点地区の市街地型Ⅰ・Ⅱ区域
	第3種特別許可地域	・県道木津横田線（北部区間）沿道景観形成重点地区 … 【類型：自然型】 ・一般国道169号沿道景観形成重点地区 … 【類型：自然型・市街地型Ⅱ】 ・（都）西九条佐保線沿道景観形成重点地区 … 【類型：市街地型Ⅰ・市街地型Ⅱ】 ・（都）大森高畑線沿道景観形成重点地区 … 【類型：市街地型Ⅰ】 ・主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区 … 【類型：自然型・市街地型Ⅰ】 ・ 県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区 … 【類型：自然型・市街地型Ⅱ】
	一般地域	・許可地域のうち、上記を除く区域

県道木津横田線（南部区間）沿道景観形成重点地区の指定地域

- ・これまでの指定方針に従う場合、「第3種特別許可地域」に相当する。
- ・第3種特別許可地域の規制を確実に運用できれば、現在の雑然とした広告景観はある程度解消可能と考えられる。（次ページ以降参照）
- ・ただし、現在「第4種禁止地域」に指定されている区間北端の区域では、自己外広告物の掲出が見られず、他区間に比べて良好な広告景観が形成されている現状を鑑みると、規制を緩和（自己外広告物の掲出を可とする）するよりも、当該区域については、現状を維持することが望ましいと考えられる。

現行の「第4種禁止地域」を維持した上で、その他の区間は「第3種特別許可地域」とする

※ただし、当該区間は、のぼりの乱立が大きな課題であることから、第3種特別許可地域の基準にのぼりの基準を追加適用する。



※1: まちなか景観形成重点地区及び沿道景観形成重点地区(大宮通り景観形成重点地区のうち尼ヶ橋西詰交差点以西、主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区、県道木津横田線(南部区間)沿道景観形成重点地区を除く。)の区域を除く。

(参考) 指定地域ごとの規制の概要

第1種禁止地域

【自己外広告物は原則禁止】

前提条件

テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計

：5㎡以下

屋外広告物ごとの表示面積

：3㎡以下

● 一般基準

【美観上の基準】

・道路境界線を越えない

・特定商品名のみは不可

・写真等は使用不可

・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可

・特定商品名は表示面積の1／3以下

・余白の面積割合は30%以上

など

【色彩の基準】

・色彩基準A

・高彩度色：禁止

● 種類別基準

【壁面広告物（直付け型）】

・面積：合計が壁面の1／5以下

・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下

【気球広告物】

禁止

【屋上広告物】

禁止

【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

【はり札・はり紙】

・面積：広告物ごとにはり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

・高さ：塀又は垣の上端を超えない

・面積：合計が塀及び垣面の1／5以下

・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下

【広告塔・広告板】

広告塔は禁止

＜広告板＞

・高さ：5m以下

・板面は単純な形状

・自立し、移動可能な広告板

・全高1.8m以下、全幅1.2m以下

・支柱・枠・盤面の裏等の色彩：5.0YR 2.0/1.5程度

【立看板】

・縦1.8m以下、横0.9m以下

・脚部の長さ0.5m以下

【広告幕】

・横断幕は繁華街のみ

・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離10m以上

第2種特別許可地域

● 一般基準

【美観上の基準】

・道路境界線を越えない

・写真の面積割合は30%以下

・自己外広告物は建築物の西面・東面はビルの名称等のみ

など

・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可

・余白の面積割合は30%以上

・高彩度色：20%以下、2色以下

【色彩の基準】

・色彩基準B

・高彩度色：20%以下、2色以下

● 種類別基準

【気球広告物】

・高さ：地上から45m以下

・縦15m以下、横1.5m以下

・気球は直径3m以下

・高さ25m超の建築物は禁止

【壁面広告物（直付け型）】

・面積：合計が壁面の1／5以下

・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

【はり札・はり紙】

・面積：広告物ごとにはり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

・高さ：塀及び垣の上端を超えない

・面積：合計が塀及び垣面の1／3以下

・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

・高さ：広告塔は6m以下

・面積：広告板は5m以下

	広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下
塔	自己外	20㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下
板	自己外	20㎡以下

・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1／3以下、かつ10m以下

・板面は単純な形状

・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下

・自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

【立看板】

・縦1.8m以下、横0.9m以下

・脚部の長さ0.5m以下

【広告幕】

・横断幕は繁華街のみ

・面積：1テナントあたり合計10㎡以下

・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上

第2種禁止地域

第3種禁止地域

第4種禁止地域

【自己外広告物は原則禁止】

前提条件

テナントごとの屋外広告物の表示面積の合計

第2種禁止地域：7㎡以下

第3種禁止地域：10㎡以下

屋外広告物ごとの表示面積

第2種禁止地域：4㎡以下

第3種禁止地域：6㎡以下

第4種禁止地域：10㎡以下

● 一般基準

【美観上の基準】

・道路境界線を越えない

・特定商品名のみは不可

・写真の面積割合は30%以下

・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可

・特定商品名は表示面積の1／3以下

・余白の面積割合は30%以上

など

【色彩の基準】

・色彩基準C

・高彩度色：20%以下、2色以下

● 種類別基準

【壁面広告物（直付け型）】

・面積：合計が壁面の1／5以下

・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下

【気球広告物】

禁止

【屋上広告物】

禁止

【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

【はり札・はり紙】

・面積：広告物ごとにはり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

・高さ：塀又は垣の上端を超えない

・面積：合計が塀及び垣面の1／5以下

・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下

【広告塔・広告板】

・高さ：広告塔は6m以下

・面積：広告板は5m以下

・数量：広告塔は1テナントあたり1以下

・板面は単純な形状

・自立し、移動可能な広告板

・全高1.8m以下、全幅1.2m以下

・第2種禁止地域及び歴史的景観形成重点地区での支柱・枠・盤面の裏等の色彩：5.0YR 2.0/1.5程度

【立看板】

・縦1.8m以下、横0.9m以下

・脚部の長さ0.5m以下

【広告幕】

・横断幕は繁華街のみ

・面積：第4種禁止地域では、広告幕の表示面積の合計は12㎡以下

・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離10m以上

第1種特別許可地域

● 一般基準

【美観上の基準】

・道路境界線を越えない

・写真の面積割合は30%以下

・自己外広告物は建築物の西面・東面はビルの名称等のみ

など

・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可

・余白の面積割合は30%以上

・高彩度色：20%以下、2色以下

【色彩の基準】

・色彩基準B

・高彩度色：20%以下、2色以下

● 種類別基準

【気球広告物】

・高さ：地上から45m以下

・縦15m以下、横1.5m以下

・気球は直径3m以下

・高さ25m超の建築物は禁止

【壁面広告物（直付け型）】

・面積：合計が壁面の1／5以下

・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

【はり札・はり紙】

・面積：広告物ごとにはり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

・高さ：塀及び垣の上端を超えない

・面積：合計が塀及び垣面の1／3以下

・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

・高さ：広告塔は6m以下

・面積：広告板は5m以下

	広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下
塔	自己外	20㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下
板	自己外	20㎡以下

・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1／3以下、かつ10m以下

・板面は単純な形状

・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下

・自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

【立看板】

・縦1.8m以下、横0.9m以下

・脚部の長さ0.5m以下

【広告幕】

・横断幕は繁華街のみ

・面積：1テナントあたり合計10㎡以下

・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上

第2種特別許可地域

● 一般基準

【美観上の基準】

・道路境界線を越えない

・写真の面積割合は30%以下

・自己外広告物は建築物の西面・東面はビルの名称等のみ

など

・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可

・余白の面積割合は30%以上

・高彩度色：20%以下、2色以下

【色彩の基準】

・色彩基準B

・高彩度色：20%以下、2色以下

● 種類別基準

【気球広告物】

・高さ：地上から45m以下

・縦15m以下、横1.5m以下

・気球は直径3m以下

・高さ25m超の建築物は禁止

【壁面広告物（直付け型）】

・面積：合計が壁面の1／5以下

・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

【壁面広告物（突き出し型）】

禁止

【はり札・はり紙】

・面積：広告物ごとにはり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

・高さ：塀及び垣の上端を超えない

・面積：合計が塀及び垣面の1／3以下

・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

・高さ：広告塔は6m以下

・面積：広告板は5m以下

	広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用	60㎡以下
塔	自己外	20㎡以下
広告板	自己用	30㎡以下
板	自己外	20㎡以下

・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1／3以下、かつ10m以下

・板面は単純な形状

・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下

・自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

【立看板】

・縦1.8m以下、横0.9m以下

・脚部の長さ0.5m以下

【広告幕】

・横断幕は繁華街のみ

・面積：1テナントあたり合計10㎡以下

・のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上

10

第3種特別許可地域【改正】

● 一般基準

【美観上の基準】

・道路境界線を越えない

・写真の面積割合は30%以下

・点滅式照明や可動式照明（警告用除く）は不可

・余白の面積割合は30%以上 など

【色彩の基準】

・色彩基準C

・高彩度色：20%以下、2色以下

● 種類別基準

【気球広告物】

・高さ：地上から45m以下

・縦15m以下、横1.5m以下

・気球は直径3m以下

・高さ25m超の建築物は禁止

【壁面広告物（直付け型）】

・面積：合計が壁面の1／3以下

・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下

（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

・高さ：広告塔は6m以下

・面積：

	広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用 60㎡以下	20㎡以下
自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板	自己用 30㎡以下	—
自己外	20㎡以下	10㎡以下

・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1／3以下、かつ10m以下

・板面は単純な形状

・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下

・自己外広告物は、信号機のある交差点5m以内は禁止

【立看板】

・縦1.8m以下、横0.9m以下

・脚部の長さ0.5m以下

【屋上広告物】

・高さ：建築物の高さの1／3以下

・面積：建築物の高さ・幅に応じて30㎡～120㎡以下で設定

・和風建築物の棟は禁止

・ペンキ等での直接の表示は禁止

【壁面広告物（突き出し型）】

・面積：合計が壁面の1／3以下

・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下

（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

【はり札・はり紙】

・面積：広告物ごとに

・はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

・高さ：塀及び垣の上端を超えない

・面積：合計が塀及び垣面の1／3以下

・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下

（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

【広告幕】

・横断幕は繁華街のみ

・面積：1テナントあたり合計12㎡以下（のぼりを除く）

・のぼりの大きさ・数量等：制限なし

→（規則改正により、当該区域については）
「のぼりは全高2m以下、のぼり間距離5m以上」を適用

一般地域【現行規制】

● 一般基準

【美観上の基準】

・写真の面積割合は50%以下

・余白の面積割合は30%以上 など

【色彩の基準】

・色彩基準D

・高彩度色：30%以下、2色以下

● 種類別基準

【気球広告物】

・高さ：地上から45m以下

・縦15m以下、横1.5m以下

・気球は直径3m以下

・高さ25m超の建築物は禁止

【壁面広告物（直付け型）】

・面積：合計が壁面の1／3以下（突き出し型を除く）

・数量：同一壁面に1テナントあたり3以下

（自己外広告物がある場合は、同一壁面に合計3以下）

【広告塔・広告板】

・高さ：広告塔は自己用木造10m以下

・面積：

	広告物ごと	表示面ごと
広告塔	自己用 60㎡以下	20㎡以下
自己外	20㎡以下	10㎡以下
広告板	自己用 30㎡以下	—
自己外	20㎡以下	10㎡以下

・自己外広告塔・広告板の合計幅は間口幅の1／3以下、かつ10m以下

・自立し、移動可能な広告板：全高1.8m以下、全幅1.2m以下

【立看板】

・縦1.8m以下、横0.9m以下

・脚部の長さ0.5m以下

【屋上広告物】

・高さ：用途地域等に応じて設定

・面積：建築物の高さ・幅に応じて30㎡～120㎡以下で設定

・和風建築物の棟は禁止

・ペンキ等での直接の表示は禁止

【壁面広告物（突き出し型）】

・歩道のある道路

・歩道のない道路

・下端までの高さ：2.5m以上

・突き出し幅：1m以下

・下端までの高さ：4.5m以上

・突き出し幅：1m以下

【はり札・はり紙】

・面積：広告物ごとに

・はり札0.5㎡以下、はり紙1㎡未満

【塀及び垣広告物】

・高さ：塀及び垣の上端を超えない

・面積：合計が塀及び垣面の1／3以下

・数量：同一塀及び垣面に1テナントあたり3以下

（自己外広告物がある場合は、同一塀及び垣面に合計3以下）

【広告幕】

・横断幕は繁華街のみ

・面積：1テナントあたり合計12㎡以下（のぼりを除く）

・のぼりの大きさ・数量等：制限なし

11

屋外広告物等の色彩基準

色彩基準C

第2種禁止地域 第3種禁止地域

第4種禁止地域 第3種特別許可地域

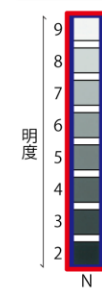
【改正】

地色

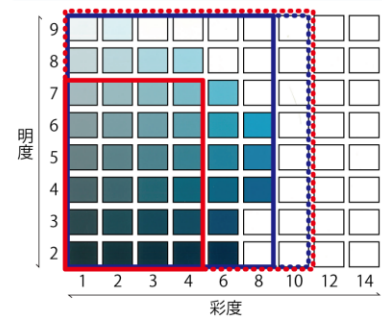
文字色等

※破線は高彩度色

N(無彩色)



B(青)系【0.0B～9.9B】



屋外広告物等の色彩基準

色彩基準D

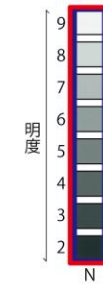
一般地域 【現行規制】

地色

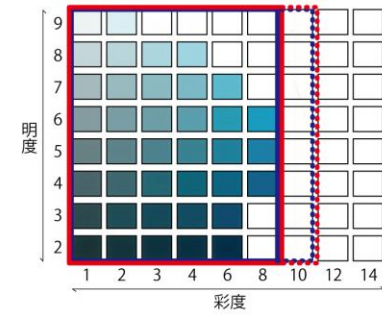
文字色等

※破線は高彩度色

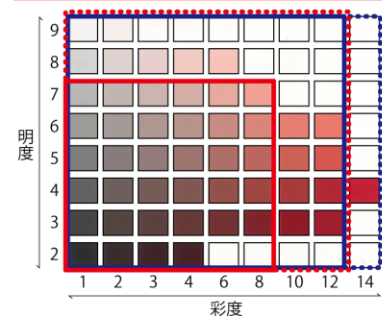
N(無彩色)



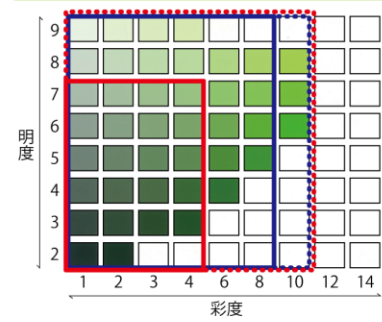
B(青)系【0.0B～9.9B】



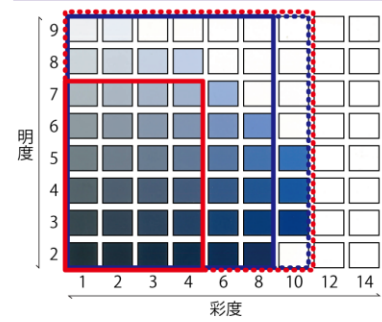
R(赤)系【0.0R～9.9R】



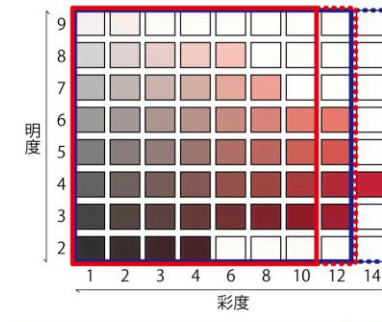
GY(黄緑)系【0.0GY～9.9GY】



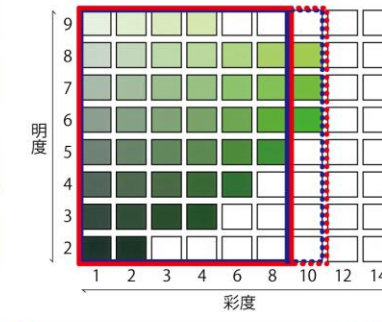
PB(青紫)系【0.0PB～9.9PB】



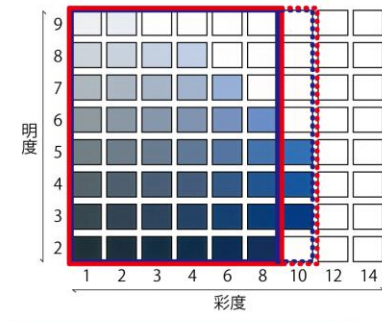
R(赤)系【0.0R～9.9R】



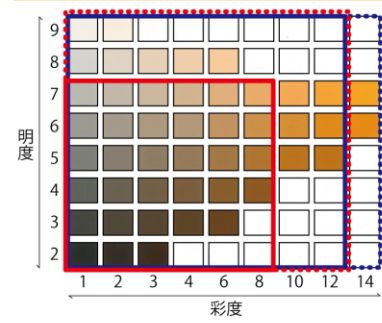
GY(黄緑)系【0.0GY～9.9GY】



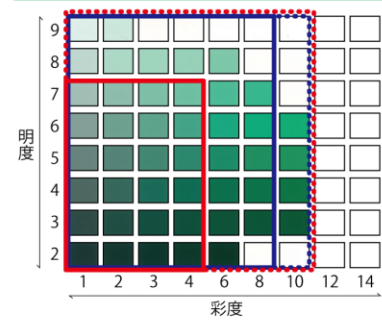
PB(青紫)系【0.0PB～9.9PB】



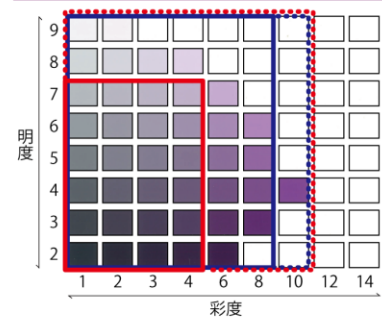
YR(黄赤)系【0.0YR～9.9YR】



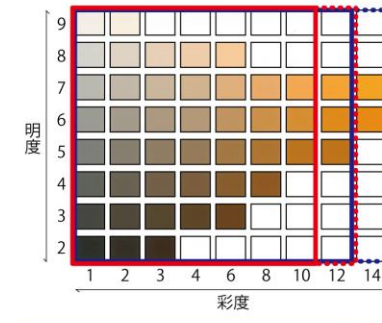
G(緑)系【0.0G～9.9G】



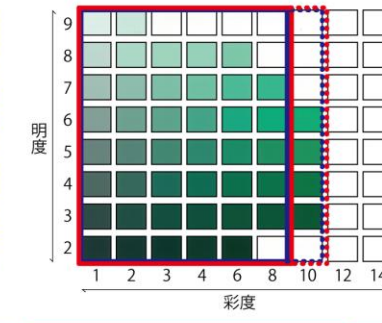
P(紫)系【0.0P～9.9P】



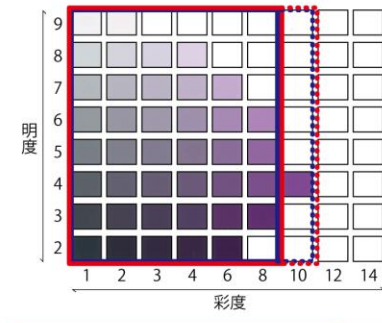
YR(黄赤)系【0.0YR～9.9YR】



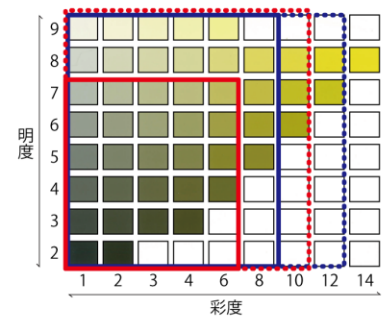
G(緑)系【0.0G～9.9G】



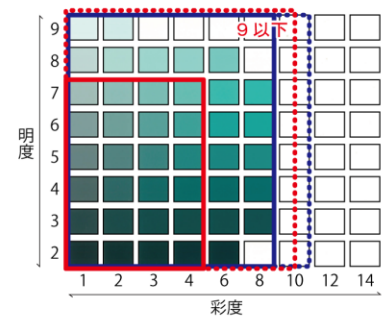
P(紫)系【0.0P～9.9P】



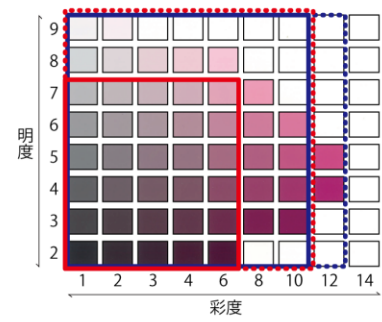
Y(黄)系【0.0Y～9.9Y】



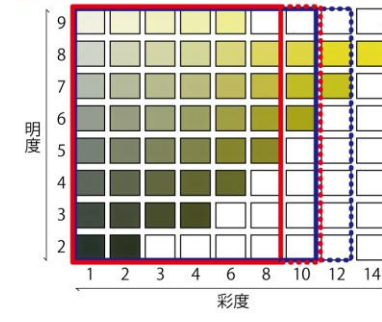
BG(青緑)系【0.0BG～9.9BG】



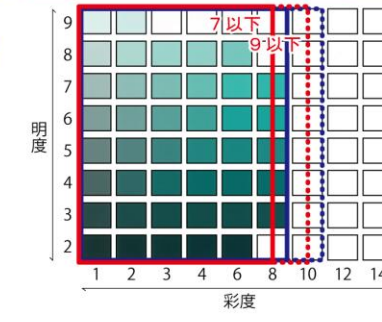
RP(赤紫)系【0.0RP～9.9RP】



Y(黄)系【0.0Y～9.9Y】



BG(青緑)系【0.0BG～9.9BG】



RP(赤紫)系【0.0RP～9.9RP】

